

# 確定申告 事始めの巻

今年も我々がお助けします！



確さん  
確定申告が  
面倒で苦手



助さん  
確定申告の  
頼れる助っ人

確定申告の準備は早めが吉。  
まずはおさらいから始めましょう。  
☎ 税務課市民税係 ☎ 575-1138

スタート



②

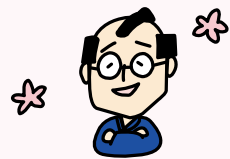
- 納税は国民の義務の一つ
- 一定の所得がある人→所得に対して所得税が発生
- 確定申告…毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、納税します。また、医療費や住宅借入等の所得控除を申告したり、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算したりする手続きです。



①

確定申告って2月くらいからやってるやつか。そもそも確定申告ってのはなんなんだい？

もう11月か。来年になれば確定申告も始まるなあ～。そろそろ準備始めないとなア。



③

そうなのか！今年は通院したり、コロナ予防のためにマスクや消毒液を購入したから10万円は超えてるな～。これなら医療費控除に該当しそうだ！

キラ～ン



該当する人は**確定申告で税金がもどってくる**可能性あり！

- ◆1年間の医療費が10万円を超えた
- ◆寄付やふるさと納税をした
- ◆年の途中で退職して、まだ再就職していない
- ◆ローンを組んでマイホームを買った
- ◆自然災害、火災で、住宅や家財に被害を受けた
- ◆ローンを組んで増築、バリアフリー工事、耐震工事をした

④

確定申告をすれば得な人もいるんだぜ。該当すれば所得税が戻ってくる場合があるんだ。



⑤

伊達市では来年2月半ばから3月半ばまで申告相談会をやるみたいだぜ。詳しい日程は1月号でお知らせするって話だ。

やると得なことがあったりするの分かったが、なかなか時間がとれねえし、人が集まるところはコロナが心配なんだよなあ。

そんなあなたには、便利なe-Taxがオススメですよ！



～次号 e(イ)こと Tax(たつくさん) e-Tax のススメの巻～

④

予防や健康増進にかかる医療費は非該当か…。コロナの予防のために購入したマスクや消毒液も該当しないんだな。何が該当するのか確認して申告しないと！



ひまじっ

ちょっと待て！医療費控除には該当するものとしなものがある。表を要チェックだ！STOP!!



**point!!**

医療費控除の申告をするときには『医療費控除の明細書』が必要になるぜ。領収書をもとに、誰が、どの病院で、1年間にいくら医療費を支払ったかまとめよう。



目的	該当・非該当	例
治療のための費用	○	治療のための医薬品代、治療のためのあんまやマッサージ、通院のための電車やバスの交通費など
医師の指示によるもの	○	医師の処方箋による漢方薬、おむつ代(医師による証明書が必要)
予防のための費用	×	予防接種費用、体温計や血圧計の購入費
美容や健康増進のための費用	×	健康増進のための漢方薬、ビタミン剤や栄養ドリンク、健康や疲労回復のために行ったマッサージ